

政令第三百三十七号

内閣府本府組織令等の一部を改正する政令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十七条第八項及び第十項並びに行政機関の職員の定員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）第二条の規定に基づき、この政令を制定する。

（内閣府本府組織令の一部改正）

第一条 内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第八条の見出し及び同条第一項中「少子化・青少年対策審議官」の下に「、独立公文書管理監」を加え、同条第七項中「少子化・青少年対策審議官の定数は一人と」の下に「、独立公文書管理監の定数は一人と」を加え、同項を同条第八項とし、同条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 独立公文書管理監は、特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第百八号）附則第九条に規定する独立した公正な立場において、命を受けて、本府の所掌事務に関する重要事項のうち行政機関の長（同法第三条第一項本文に規定するものをいう。）による特定秘密（同項に規定するものをいう。以下この項において同じ。）の指定及びその解除並びに特定秘密である情報を記録する行政文書（公文書等

の管理に関する法律第二条第四項に規定するものをいう。）の管理の適正を確保するための検証、監察その他の措置に関するものについての事務を総括整理する。

第二十条第三項中「四十四人」を「四十六人」に改める。

附則第五条中「第五項」を「第六項」に、「同条第七項ただし書」を「同条第八項ただし書」に改める。

（行政機関職員定員令の一部改正）

第二条 行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第二百一十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表内閣府の項中「一三、七二三人」を「一三、七四三人」に改め、同表合計の項中「二九六、五四四人」を「二九六、五六四人」に改める。

（行政機関職員定員令の一部を改正する政令の一部改正）

第三条 行政機関職員定員令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第七十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項の表内閣府の項中「一三、七四五人」を「一三、七六五人」に改める。

附則

この政令は、平成二十六年十二月十日から施行する。